

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号） 抄 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分、ゴシック部分は修正部分）

修正後	改正後	改正前
<p>第八十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十三条の二第四項又は第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（後納保険料の納付）</p> <p>第九十三条の二 被保険者又は被保険者であつた者（老齢基礎年金の受給権者を除く。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の期間（承認の日の属する月前十年以内の期間であつて、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効に</p>	<p>第八十七条の二（略）</p> <p>2 前項の規定による保険料の納付は、前条第三項に定める額の保険料の納付が行われた月（第九十四条第四項の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）についてのみ行うことができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（同上）</p>

よつて消滅しているものに限る。)の各月に
つき、当該各月の保険料に相当する額に政
令で定める額を加算した額の保険料(以下
この条において「後納保険料」という。)を
納付することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際
して、同項の承認を受けようとする者が納
期限までに納付しなかつた保険料であつて
これを徴収する権利が時効によつて消滅し
ていないもの(以下この項において「滞納
保険料」という。)の全部又は一部を納付し
ていないときは、当該滞納保険料の納付を
求めるものとする。

3 第一項の規定による後納保険料の納付
は、先に経過した月の保険料に係る後納保
険料から順次に行つたものとする。

4 第一項の規定により後納保険料の納付が
行われたときは、納付が行われた日に、納
付に係る月の保険料が納付されたものとみ
なす。

5 前各項に定めるもののほか、後納保険料

の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

四の二 第十四条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理

五〜十五 (略)

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

~~四の二 第十四条の二第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求の受理~~

五〜十五 (略)

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第百九条の四 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務(第三条第二項の規定により共済組合等が行うこととされたもの及び同条第三項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、機構に行わせるものとする。ただし、第二十一号、第二十六号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号、第三十二号及び第三十五号に掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一〜四 (略)

(新設)

五〜十五 (略)

十六 第九十条第一項、第九十条の二第一

項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請（第九十条の二第一項の規定による被保険者又は被保険者であつた者の委託に係る申請及び第九十条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）の受理及び処分（これらの規定による指定を除く。）並びに第九十条第三項（第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七〜二十一（略）

二十一の二 第九十三条の二第一項の規定による承認

二十二〜三十三（略）

三十三の二 第九十条の二の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四〜三十七の三（略）

三十七の四 附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の

項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請（第九十条の二第一項の規定による被保険者又は被保険者であつた者の委託に係る申請及び第九十条の二の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）の受理及び処分（これらの規定による指定を除く。）並びに第九十条第三項（第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七〜二十一（略）

（新設）

二十二〜三十三（略）

三十三の二 第九十条の二の二第一項の規定による指定の申請の受理

三十四〜三十七の三（略）

三十七の四 附則第九条の四の七第一項、第九条の四の九第一項、第九条の四の十第一項及び第九条の四の十一第一項の

項から第三項まで及び第九十条の三第一項の規定による申請（第九十条の二第一項の規定による被保険者の委託に係る申請を含む。）の受理及び処分（これらの規定による指定を除く。）並びに第九十条第三項（第九十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理及び処分の取消し

十七〜二十一（略）

二十二〜三十三（略）

（新設）

三十四〜三十七の三（略）

（新設）

<p>規定による申出の受理並びに附則第九 条の四の七第二項、第九条の四の九第二 項、第九条の四の十第二項及び第九条の 四の十一第二項の規定による承認</p> <p>2 ～ 7 (略)</p>	<p>規定による申出の受理並びに附則第九 条の四の七第二項、第九条の四の九第二 項、第九条の四の十第二項及び第九条の 四の十一第二項の規定による承認</p> <p>2 ～ 7 (略)</p>	<p>2 ～ 7 (略)</p>
--	--	------------------

○ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案 抄

(傍線部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 <u>第二条中国国民年金法第八十七条の二第二項の改正規定、同法第九十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第百九条の四第一項第二十一号の次に一号を加える改正規定並びに附則第十条及び第十一条の規定</u> 平成二十七年十月一日</p> <p>七 第二条の規定(第五号及び前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>八 (略)</p> <p><u>(国民年金の後納保険料の納付に関する特例)</u></p> <p>第十条 <u>第二条の規定(附則第一条第六号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国民年金法(次条において「第六号改正後国民年金法」という。)</u>第九十三条の二第一項の規定により同項の後</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 <u>附則第十条及び第十一条の規定</u> 平成二十七年十月一日</p> <p>七 第二条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>八 (略)</p> <p><u>(国民年金の保険料の納付の特例)</u></p> <p>第十条 平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日までの間、国民年金の被保険者又は被保険者であった者(国民年金法による老齢基礎年金の受給権者を除く。)は、厚生労働大臣の承認を</p>

納保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に同法第九十三条の二第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

受け、その者の国民年金の被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下同じ。）及び保険料免除期間（同条第二項に規定する保険料免除期間をいう。）以外の期間（承認の日の属する月前五年以内の期間であつて、当該期間に係る国民年金の保険料を徴収する権利が時効によつて消滅しているものに限る。）の各月につき、当該各月の国民年金の保険料に相当する額に政令で定める額を加算した額の国民年金の保険料（以下この条において「後納保険料」という。）を納付することができる。

2| 厚生労働大臣は、前項の承認を行うに際して、同項の承認を受けようとする者が納期限までに納付しなかつた国民年金の保険料であつてこれを徴収する権利が時効によつて消滅していないもの（以下この項において「滞納保険料」という。）の全部又は一部を納付していないときは、当該滞納保険料の納付を求めるものとする。

3| 第一項の規定による後納保険料の納付は、先に経過した月の国民年金の保険料に係る後納保険料から順次に行うものとする。

4| 第一項の規定により後納保険料の納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の国民年金の保険料が納付されたものとみなす。

5| 前項の場合における国民年金法第八十七条の二第二項の規定の

適用については、同項中「第九十四条第四項」とあるのは、「第九十四条第四項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十条第四項」とする。

6| 第一項の規定により後納保険料を納付した者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第二項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）附則第十条第一項の規定による納付が行われたことにより保険料納付済期間」とする。

7| 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三条第三項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）」と、同法第二十六条第二項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」と、同法第二十七条第一項第二号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十条第七項に規定する権限に係る事務、国民年金法」と、

(国民年金の後納保険料の納付に関する経過措置)

第十一条 国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日までの間における第六号改正後国民年金法第九十三條の二の規定の適用については、同条第一項中「限る」とあるのは、「限り、附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間を除く」とする。

同法第四十八条第一項中「国民年金法」とあるのは「国民年金法若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

8| 国民年金法第百九條の四第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の承認の権限について準用する。この場合において、必要な技術的謄替えは、政令で定める。

9| 第一項の規定による厚生労働大臣の承認の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

10| 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

11| 前各項に定めるもののほか、後納保険料の納付手続その他後納保険料の納付について必要な事項は、政令で定める。

(国民年金の保険料の納付の特例に関する経過措置)

第十一条 国民年金法附則第九条の四の三第一項に規定する特定保険料納付期限日までの間における前条の規定の適用については、同条第一項中「限る」とあるのは、「限り、同法附則第九条の四の二第二項に規定する特定期間を除く」とする。

(特定付加保険料の納付)

第十二条 第七号施行日から起算して三年を経過する日（以下「特定付加保険料納付期限日」という。）までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下この条及び次条において「付加保険料」という。）を納付する者となつた期間を有する者であつて、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことにより公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「平成二十四年改正前国民年金法」という。）第八十七条の二第四項の規定の適用を受けたものに限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（附則第十四条第一項において「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間（政令で定める期間を除く。）であつて、付加保険料に係る保険料納付済期間（同法第五条第一項に規定する保険料納付済期間をいう。以下この条及び次条において同じ。）以外の保険料納付済期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことによる平成二十四年改正前国民年金法第八十七条の二第四項の規定の適用をしなかつたとしたならば付加保険料を納付する者となつた期間（承認の日の属する月前十年以内の期間に限る。次

(特定付加保険料の納付)

第十二条 第七号施行日から起算して三年を経過する日（以下「特定付加保険料納付期限日」という。）までの間において、国民年金の被保険者又は被保険者であった者（国民年金法第八十七条の二第一項の規定による保険料（以下この条及び次条において「付加保険料」という。）を納付する者となつた期間を有する者であつて、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことにより公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下この項において「平成二十四年改正前国民年金法」という。）第八十七条の二第四項の規定の適用を受けたものに限る。）は、厚生労働大臣の承認を受け、その者の国民年金法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者（附則第十四条第一項において「第一号被保険者」という。）としての被保険者期間（政令で定める期間を除く。）であつて、付加保険料に係る保険料納付済期間以外の保険料納付済期間のうち、付加保険料を納期限までに納付しなかつたことによる平成二十四年改正前国民年金法第八十七条の二第四項の規定の適用をしなかつたとしたならば付加保険料を納付する者となつた期間（承認の日の属する月前十年以内の期間に限る。次条において「特定付加対象期間」という。）の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額

条において「特定付加対象期間」という。)の各月につき、当該各月の付加保険料に相当する額の国民年金の保険料(以下「特定付加保険料」という。)を納付することができる。

2 ～ 6 (略)

の国民年金の保険料(以下「特定付加保険料」という。)を納付することができる。

2 ～ 6 (略)